

平成19年度資金管理業務に関する事業報告書(案)
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

本財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成19年度事業として実施した主要なものは以下のとおり。

1. リサイクル料金等の收受

平成17年1月1日の本格施行後販売される自動車については新車登録・検査時までに、制度本格施行時の既販車のうち、継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査を受けるものについては最初の継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査時までに、継続検査等を受けずに使用済自動車となるものについては引取時に、自動車所有者からリサイクル料金等の收受を行った。継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査を受けるものについての收受は運輸支局等による検査・登録前の預託確認制度(以下「経過措置」という。)が終了するにともない、平成20年1月31日に終了した。

なお、平成19年度は新車登録・検査時預託約532万台分(約593億円)、継続検査時等預託約337万台分(約377億円)、引取時預託約84万台分(約49億円)が預託された。

(平成19年度預託実績台数については資料3-3も参照ください。)

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を安全かつ確実な方法により管理し、運用の基本方針、運用計画に基づいて管理・運用した。

なお、平成19年度の新規運用額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む)は、約1,217億円であった。

(平成19年度新規運用額については資料4-1も参照ください。)

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)、及び情報管理センター(本財団情報管理部)に、該当の自動車に係わるリサイクル料金の払渡しを行った。

なお、平成19年度はシュレッダーダスト約363万台分(約217億円)、フロン類約267万台分(約56億円)、エアバッグ類約98万台分(約19億円)、情報管理料金約372万台分(約6億円)であった。

(平成19年度払渡実績台数については資料3-3も参照ください。)

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車の所有者がリサイクル料金が預託済みの自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を受けリサイクル料金を返還した。

平成19年度は約110万台(約115億円)であった。

なお、法第78条第3項に規定する輸出取戻し手数料の額について、経済産業・環境大臣の認可を受けて、平成19年5月1日に改定した。

(平成19年度返還実績については資料3-3も参照ください。)

5. 特定再資源化預託金等の出えん等

経済産業・環境大臣の承認を受けて、情報管理センター(本財団情報管理部)による電子マニフェスト事業、書面利用移動報告事業等への1.1億円の出えん、及び資金管理法人(本財団資金管理センター)の実施する車両状況照会機能の拡充に要する費用への約4億円の充当を行った。

(平成19年度実績については資料3-3も参照ください。)

6. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の收受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、安定した運営・管理を行った。

7. 経過措置終了への対応

経過措置が平成20年1月31日に終了することに備え、リサイクル料金等の收受にかかわる業務を委託した運輸支局等内または近傍の団体170団体を対象として平成19年10月に全国各地で10回の事前説明会を実施した。また、整備事業者向けに告知チラシ15万枚の配布や対応マニュアルのホームページ掲載等を行った。

なお、システム登録を行っていない整備事業者や自動車所有者が預託申請業務を行うために運輸支局等内または近傍の団体に設置した専用端末については2月から撤去を開始した。(6月末までに完了する予定)

8. 理解普及活動の実施

主に自動車所有者・自動車ユーザーに対して、法及び自動車リサイクル

システムの仕組みを理解いただくため、行政機関や各種団体と連携をとりつつ、自動車教習所での若葉マーク型リーフレット配布、環境イベントへのブース出展、ホームページの改良、エコバッグやチラシの配布など、多様な理解普及活動を実施した。

以上